

令和4年度 第10回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和5年1月10日(火) 午後3時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (13人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之
	9番 中本 敏彦	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (11人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	小前 茂雄	松本 芳己	桑本 慎吾	幅田 高広
	入江 敏朗	澤田 光秋	河上 幸徳	
欠席推進委員 (1人)	石賀 昭則			
事務局	事務局長 宮本 徹、補佐 每田 陽子、係長 高塚 泰子			
提案議案	議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第47号 農用地利用集積計画の決定について 議案第48号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和4年度 第10回琴浦町農業委員会総会を開催します。 初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
全員 議長 事務局	(農業委員会憲章の唱和) 成立宣言を事務局にお願いします。 ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和4年度 第10回琴浦町農業委員会総会が成立了ことを報告します。なお、推進委員の欠席者は石賀昭則委員です。以上です。
議長 事務局	議事録署名委員の指名ですが11番 足立委員、12番 前田委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。 1ページをご覧ください。議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。
	申請番号26番 農地の所在 大字笠見 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積14, 371m ² 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人で、同一世帯で生活する祖父と孫の関係です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。 本案件は、祖父から孫に生前贈与することになり申請をされたもので、農地取得後もこれまでどおり家族で梨を栽培されることから、農地の効率的利用が図られるものと判断します。
	申請番号27番 農地の所在 大字槻下 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積1, 137m ² 。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 本案件は、申請地が譲受人の使用するビニールハウス敷地の一部になっていたことから、譲受人の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでどおりハウス野菜を耕作される予定です。
議長	売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当りでは約 [REDACTED] 円になります。 以上の2件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。 事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りた

	<p>いと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第47号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員に該当する久米委員、福本委員、三浦委員、石賀英男委員は退席をお願いします。</p> <p>(久米委員、福本委員、三浦委員、石賀英男委員の退席を確認)</p> <p>議案第47号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2ページをご覧ください。議案第47号 農用地利用集積計画について次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号1番 農地の所在 大字下大江 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3, 326m²。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は [REDACTED] [REDACTED]円、始期は令和5年1月11日、終期は令和8年1月10日、期間は3年間で新規、内容は飼料となっています。</p> <p>申請番号2番から、10ページの申請番号16番までの外15件についてはご覧のとおりです。</p> <p>11ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号17番 農地の所在 大字八幡 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1, 838m²。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は無償、始期は令和5年1月11日、終期は令和10年1月10日、期間は5年間で新規、内容は野菜となっています。</p> <p>申請番号18番から、16ページの申請番号25番までの外8件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお農地中間管理事業により、鳥取県農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、賃貸借権設定が17ページの申請番号26番から、18ページの申請番号29番までの4件、使用貸借権設定が19ページの申請番号30番と申請番号31番の2件となっています。</p> <p>20ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。</p> <p>申請番号14番 農地の所在 大字山川 [REDACTED]、登記簿地目 山林、現況地目 畑、面積991m²。申請地は他に2筆あり、3筆の合計面積は1, 440m²になります。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。利用目的は果樹、売買価格は3筆全体で [REDACTED] 円、10a当たりでは [REDACTED] 円、移転時期及び引渡時期はともに令</p>

和5年1月31日となっています。

申請番号15番 農地の所在 大字山川 [REDACTED]、登記簿地目 山林、現況地目 畑、面積 918m²。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は 1,284 m²になります。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。利用目的は果樹、売買価格は2筆全体で [REDACTED] 円、10a 当りでは [REDACTED] 円、移転時期及び引渡時期はともに令和5年1月31日となっています。

申請番号16番 農地の所在 大字山川 [REDACTED]、登記簿地目 山林、現況地目 畑、面積 906m²。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は 1,173 m²になります。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。利用目的は果樹、売買価格は2筆全体で [REDACTED] 円、10a 当りでは [REDACTED] 円、移転時期及び引渡時期はともに令和5年1月31日となっています。

申請番号17番 農地の所在 大字西宮 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積 208m²。申請地は他に3筆あり、4筆の合計面積は 798 m²になります。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。利用目的は野菜、売買価格は4筆全体で [REDACTED] 円、10a 当りでは約 [REDACTED] 円、移転時期及び引渡時期はともに令和5年1月31日となっています。

申請番号18番 農地の所在 大字森藤 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積 791m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。利用目的は飼料、売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a 当りでは約 [REDACTED] 円、移転時期及び引渡時期はともに令和5年1月31日となっています。

以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

(挙手多数)

賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

(久米委員、福本委員、三浦委員、石賀英男委員の復帰を確認)

続きまして議案第48号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について 事務局の説明をお願いします。

23ページをご覧ください。議案第48号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求める

議長

事務局

	<p>整理番号 1 番 権利の設定を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の所在地 琴浦町大字赤崎 [REDACTED]、現況地目 田、登記簿面積 2,998 m²。権利の種類は賃貸借権、利用目的は水田、契約期間は 5 年、開始年月日は令和 5 年 1 月 11 日、終了年月日は令和 10 年 1 月 31 日、10 a の賃借料は [REDACTED] 円となっております。整理番号 2 番から、24 ページの整理番号 5 番までの外 4 件についてはご覧のとおりです。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p>
	<p>(質問等無し)</p>
	<p>質問等が無いようですので、原案どおり提出することと決定いたします。</p>
	<p>その他に移りたいと思います。農家相談の報告についてですが、12 月 20 日に行われた相談日には相談者がなかったということです。</p>
	<p>1 月 4 日に行われた農家相談の報告を村上委員にお願いします。</p>
村上委員	<p>(農家相談 1 件報告)</p>
議長	<p>農地利用意向調査未提出者への対応について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(農地利用意向調査未提出者への対応について説明)</p>
議長	<p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p>
	<p>無いようですので、以上を持ちまして令和 4 年度 第 10 回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>